

ドライバーの皆さんへ



走行するバスの前への 急な割り込み、

進路を妨げるような 運転行為はやめましょう



禁止行為として
道路交通法にも明記されています

路線バス内には、立席状態の乗客もおられます。
交通事故、特にバス車内における乗客の転倒等による
人身事故の起因となります。



路線バス等優先通行帯

(道路交通法第 20 条の 2)

路線バス等（定期路線乗合バス、通学通園バス等）の優先通行帯であることが道路標識等に表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、路線バス等が後方から接近してきた場合に、当該道路の交通混雑のためその車両通行帯から出しができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合に、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。上記の本文の規定は、車両通行帯の直近の右側の車両通行帯又は道路の部分を通行する自動車については適用しない。



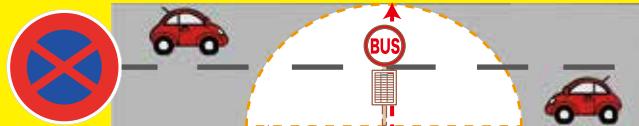
乗合自動車の発進の保護

(道路交通法第 31 条の 2)

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進しようと手又は方向指示器により合図した場合は、その後方の車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路を妨げてはならない。

駐停車を禁止する場所

(道路交通法第 44 条)



バス停留所の標示柱から
半径 10 メートル以内

交通ルールを守り、思いやり運転で
交通事故の無い奈良県にしましょう。



交通規則を守って路線バスの定刻運行にご協力をお願いします

公益社団法人 奈良県バス協会・国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局・奈良県警察

